

赤穂市障がい者福祉長期計画（素案）《第 4 次赤穂市障がい者福祉プラン部分》に関する委員意見について

NO	事前配布素案 ページ	意見の内容	事務局の考え方	修正案
1	P3	事務局見直し	誤字脱字	【修正前】平成 26（2014） 【修正後】平成 26（2014） <u>年</u>
2	P4～P5	事務局見直し	表記の統一	【修正前】一桁数字が半角になっている。 【修正後】一桁数字を <u>全角</u> に変更する。 【修正前】（計画期間：2023～2027 年度） 【修正後】（計画期間： <u>令和 5（2023）～令和 9（2027）</u> 年度）
3	P6	①障がい者福祉プラン②障がい福祉計画③障がい児福祉計画の表記について（表紙も含む） それぞれ 1 本の計画で 3 本の矢というイメージで別々というように見える。①が土台となって、その上に②、③があるというように私は考えますが、どうなのでしょう。	①障がい者福祉プランがあって、①で定めたものを達成していくために、②障がい福祉計画と③障がい児福祉計画があるという考え方になります。 6 ページの表記方法について、検討します。	【修正前】 【修正後】 <u>6 ページの図を別添のとおり変更する。</u>
4	P6～P7	これまで通りのやり方で、とりあえず全部やっというやり方は、P D C A サイクルを無視したやり方です。3 年後にどこまで到達しているかという目標を立てた上で、修正をかけていく P D C A サイクルの考え方にもとづけば、星取表を作って、項目の難しさによって最初の 3 年間で 20%、残り 80%を次の 3 年間でやりますという心づもりが必要だと思います。	3 年間の計画の中には、それぞれ目標を設定して、3 年後に評価を実施し、事業の見直しを行いますので、P D C A サイクルを無視した形にはなりません。 この計画素案の中に、計画の推進体制や P D C A サイクルについての記載がないので、どのように記載するか検討します。	【修正前】記載なし 【修正後】 <u>第 9 章「計画の推進のために」として、章立てて記載する。</u>
5	P7	事務局見直し	赤穂市では、平成 22 年 10 月から「害」の漢字表記をひらがな表記にするようにし	【修正前】※本計画においては、法律等に基づく用語や固有名詞等については「障害」と表記しています。

			ており、修正前の説明文は、あえて書く必要がないと判断します。	【修正後】削除する。
6	P7	6. 障がいのある人の定義の中で、障がいのある人の家族とか本人が安心して暮らしていけるということが本当に大切なんですけども、どこにも通っていない在宅の知的障がいのある人や家族の方は、毎日の生活の中で不安になったりということがあるんですが、障がいのある人や家族の方が住んでいる所に、様子を見に行くとか、現状を把握するという事は、どうされているのでしょうか。 やはり家庭の中に入ってしまうと、困っていても発見しにくくなったりすると思います。	全て関わっていくというのは、難しいですが、ある程度見守りが必要である、支援が必要であるといったところは、個別で基幹相談の方で訪問し様子を見ていただいています。また、民生委員や地域の方も、何かあれば市に相談に来られるので、地域でも見守っていただいています。さらに、保健所の保健師の方にも協力していただいて、訪問をしていただいています。 誰一人取り残さないといった考えのもと、市や障害福祉サービス事業所、地域の方と情報共有して見守っていけるようにしていきたいと考えます。	
7	P13	13 ページの障害程度別の「害」が漢字になっていますが、ひらがな表記ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。	【修正前】障害程度別 【修正後】障がい程度別
8	P20～P21	権利擁護は、すごく大事だと思います。ここの所に、具体的にどうやっていくのかということを書いていただきたいです。一つの事例として、制限されている障がい者の方に対して、保護者の意見が強すぎて、本人が薬を飲みたいと言っても制限して薬を飲ませないといったことがあります。こういった場合、赤穂市では、こんな方針でやりますといったようなものを決めていただければありがたいです。 災害時の避難について、保健所の方でも悩んでいるところですが、在宅の人工呼吸器を使っている人が、避難しろっていても無理だと思います。在宅避難と避難	こちらのページに記載しているのは、昨年のアンケート結果の概要を載せています。ご提案のことについては、第3章の施策の展開の中で、それぞれの担当課が記載しています。 ご提案の内容については、担当課に伝えて、記載について検討します。 赤穂市には協定による福祉避難所が7施設あり、配慮が必要な方を受け入れる体制はあります。しかし、それら施設には入	

		所への避難、病院に入院している人の避難というものははっきりと分けておいた方がいいと思います。	所者がおり受入人数にも限りがあるため、避難指示と同時開設となると避難者が殺到し施設運営に支障をきたす恐れがあることから、避難が長期化するなどして避難所での生活に支障をきたす場合は、受入れ施設と調整し、開設することとしています。それまでは、指定避難所において、配慮が必要な人のスペースを確保するなどします。その他「赤穂市地域防災計画」に定める要配慮者支援対策に基づいて必要な支援を行います。	
9		肢体不自由で足の悪い高齢の方が、結構います。家族の方から、車に乗らないようにと言われてたりして、どこにも外出できない。タクシーを利用したらいいんですけど、タクシー代も高いので、今あるタクシーチケットの交付対象者を拡充して、本当に必要な方に配布できるようにしていただきたい。	タクシーチケットについては、市の限られた財源の中で実施しているところもあり、交付対象者の拡充については、現在のところ実施できませんが、今後、実施できるように検討していきたいと考えます。	
10		災害時の時ですが、避難所に避難したときに、それぞれの障がいに応じて、必要な物があるのかどうかという不安があります。予備で何日分自分で用意しておいても、いつまで避難所にいるのかわからない状況が続くと思うので、例えば、どこどこの避難所には、こういったものが用意されていますよ、オストメイト用のトイレがありますよみたいな情報がわかるようにしてほしいです。	市は災害時のために水、非常食、毛布などを備蓄しており、特別な備蓄物はないため、備蓄物の公表することはありません。それぞれの障がいに応じて必要なものがある方は、自ら備えていただきたいと考えています。避難が長期間となった場合は、「赤穂市地域防災計画」のとおり、医薬品や医療資機材等の調達を実施します。	
11	P37～	障がい児の部分になりますが、障がいのあることに着目して書かれていると思うのですが、もっと障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流をどう図っていくのかとい	学校の方では、インクルーシブのもとと分け隔てなく学べるのが当然であるので、特別に取り組むといったことはありませんので、	

		うことを書いてもいいのではないのでしょうか。	加筆修正は行いません。 また、特別支援学校に通っている子どもに対しても副籍により、居住地域とのつながりを図っています。	
12	P40～	全般なんです、担当課のところに、(い)とか(障)とかありますが、これは何ですか。	社会福祉課の各係の頭文字を省略して書いています。分かりにくいので、省略しない形に修正します。	【修正前】(い) (保) (障) 【修正後】 <u>(いきがい福祉総務係) (保護支援係) (障がい福祉係)</u>
13	P44～P45	4番の障がいのある人とない人との交流となっていますが、1番から8番の施策は4番が成り立たないといけないのではないかと思います。それは同時に7番のユニバーサル社会になっているのではないかと思います。4番がベースとなるような章立てにした方がいいのではないかと思います。	章立てに関しては、参画・協働・交流の表現をそのままにし、ご意見の考え方を念頭において、それぞれの施策を取り組んでいきたいと考えます。	
14	P44～P45	関西福祉大学の中にタイムという食堂があるんですが、働く場所があるってことはとてもいいと思います。ただ、市民の皆さんが誰でも入っていい食堂というのが知れ渡っていないなと感じます。広く知ってもらえるようなPRって何かないかなと思います。	広報あこうや回覧広報、ホームページ、SNSなどで、情報発信はしているが、市全体として、どのような情報発信が効果的なのかは、課題として取り組んでいきたいと考えます。	
15	P44～P45	職業訓練ではないですが、居場所づくりというか、1年間通して、こうした収入が入るというような、地域の活用できそうな資源、例えば使っていない田んぼや空き家を利用して、障がいのある人たちが行く居場所があるというのを考えられたらいいと思います。	昨年から県と協力して「農福連携」に取り組んでいます。今年度については、龍野健康福祉事務所、県の農林部局、市の農林水産課、障がい福祉係で規格外の農産物を加工した商品開発を、年度末に向けて赤穂市の事業所で進めています。 民報の記事でもあったが、2～3年前に2名の若者が農業のため大津へ移住してきました。ようやく桃、ぶどうが商品になるという段階まできて、その事業者から、今後	

			収穫から出荷までの作業工程の中で、障害福祉サービス事業所に仕事として頼みたいという相談があったので、その辺りが今後進んでいくと見込んでいます。	
16	P46	市民プールを障がい者の人たちが使いやすくしていただきたいです。今は分からないですが、昔、自分の子ども（息子）が小さいときに、着替える更衣室とか障がい者用がないので、当時、相談したら、「お母さん、男子更衣室に入るんですか、倉庫で着替えたらどうですか」みたいに言われて、もう市民プールに行けないってなりました。西播磨の学校の横にあるプールだと、そういうことはないんですが、遠いので近くの市民プールも行きやすいようにしていただきたいです。	市民総合体育館のプール使用に際し、着替えの介助を必要とする場合は、すぐ向かいの競技場更衣室を使用できるようにしております。また、車イスに乗ったまま入場できるよう段差解消や専用車イスを用意するなど取り組んでおり、今後も障がいの方が利用しやすい環境づくりをすすめてまいります。	
17	P46	昔、あしたば園に私が在籍している時、何曜日と決めて、市民プールにあしたば園の子どもが入れていたんですが、いつの間にか入れなくなって、いきさつとかも職員として聞いていないし、指定管理で民間になってるから駄目なんですかね。小さいプールもあって使いやすかったんですが。	市民総合体育館のプールについて、現在、休館日である月曜日午前中を特別支援学校生徒の利用に開放しておりますが、あしたば園についても希望があれば調整を行います。 現在、保育等のプログラムに市民総合体育館のプールの利用は行っていませんが、その理由としては、施設側の理由ではなく、保護者のニーズの減少や遊戯施設における障がいのある子どもの受け入れの体制が整ってきたことによるものであります。	
18		全般なんですけど、取組の中で、新しく始めることだったり、重点的に取り組んでいくことだったり市としてのアピールではないですが、分かりやすく表記してはどうですか。	ご提案のとおり、表記方法について検討します。	【修正前】なし 【修正後】5. 施策の展開表中の施策の欄に（新規）、（拡充）の表記を加える。

19		<p>昔、あしたば園にいる時ですが、あしたば園までバスが来てくれて、水族館とか行って、色々な体験ができたんで、予算とかもあるかもしれないですが、子どもたちが体験学習できるような機械を考えてほしいです。</p>	<p>2018年より市内幼稚園で3歳児保育が開始されており、地域のコミュニティの中で障がいがある子もいない子も子育てできる環境が整ってきております。そのため、あしたば園においては、委員御指摘の体験学習は行っておりません。</p>	
20	P50	<p>障がいのある人の家族が亡くなられたりして、一人になってしまい、身の回りの世話をしてくれる家族がいなくなって、本人は地域で生活したくても、できないので、グループホームに行くことになってしまう。家事援助とか訪問看護とかでヘルパーさんに週3日とか入ってもらえれば、そこで暮らすことが可能かもしれないが、ヘルパーさんがいない状況である。</p> <p>また、お母さんが入所されて、一人で暮らしている方がいるんですが、病気で病院に行くのに自転車で行っているんですが、通院中に自転車でこけて怪我をしまうみたいになっている。先ほどのタクシーチケットですが、重度に限らず、そういった困っている方にも交付できないのか。</p> <p>地域で暮らすには、どういう支援が必要で足りていないのかということも、もう少し充実できるような施策があればと思います。</p>	<p>目指すところは地域で支え合いながら、住み慣れた地域で生活するということが、地域の方の協力が必要になります。</p> <p>また、福祉サービスを利用して自立生活ができるのか、グループホームや施設に入った方がよいのではという判断については難しいことだと思います。</p> <p>今後「親亡き後」を全体的に取り組んでいく必要があると認識しています。具体的な施策を細かく記載することは難しいですが、地域で生活できるよう取り組んでいきたいと考えます。</p>	
21		<p>ヘルパー不足は本当に切実だと思います。アンケート調査結果をみても、在宅サービスなどの障害福祉サービスの充実が求められているとなっています。40ページから43ページに福祉の担い手の育成の中にざっくりと書いていますが、本当にそこが必要であれば、それに対する何らかの取組を検討する必要があるのかなと思います。</p>	<p>特にこうしているという事例は出ていない。</p> <p>人材不足という言葉のみ多く出ている。事業所についても開所しては閉めている状況が頻発しており、現場の方からは資格だけの問題ではなく、家庭に入ることに抵抗がある方が増えているという話があった。ま</p>	

		した。圏域コーディネーターの方で、他市町の取り組みなどあれば、情報提供いただきたいと思います。	た、ヘルパーを必要とする時間帯が、ヘルパー自身も家庭でやるべきことがある時間帯と被ることもあるため、仕事と生活のバランスが難しいという話もあり、生活スタイルを考えて制度を充足させていくのは難しいと思う。人材を育てていく上で、研修というのはどの事業所も積極的に考えているところではあるが、人がそれでも来ない、お金や時間がかかる、インターネット操作がネックだという話もある。身近な場所のできる体制をどこかに任せるなり、調整がいるのではないかと思う。	
22		人材の確保というのは、非常に大きな課題やと思います。この計画の中だけでは、難しいと思います。介護保険の方も関わってくると思います。それを十分認識したうえで、例えば、重点課題の部分に、もうちょっと人材つてところも触れておくでもいいのかなと思います。	P38の重点課題への対応の中で、触れたいと考えます。	【修正前】●障がいのある人が地域社会の一員として地域生活を送るため、在宅サービス等の障害福祉サービスの充実や、グループホーム等の居住の場を確保することが必要です。 【修正後】●障がいのある人が地域社会の一員として地域生活を送るため、在宅サービス等の障害福祉サービスの充実およびヘルパーの確保、ならびにグループホーム等の居住の場を確保することが必要です。
23	P58	かかりつけ医の普及・啓発と小児医療の充実というところで、今、機能分化によって、市民病院はかかりつけ医からの紹介で動く病院という位置づけになっておりますので、かかりつけ医のことが中心の記載に変えていただいて、それを市民病院がコントロールするような書きぶりにしていただきたいと思います。	かかりつけ医のを中心とし、それに対する市民病院の対応を記載する表現に修正します。	【修正前】 1 かかりつけ医の普及・啓発 ○市民病院と地域の医療機関が必要な診療情報の提供や、入院等の受け入れ、高度な医療機関の紹介等で連携を行い、医療を必要とする人が安心して適切な医療が受けられるよう、取り組みます。 2 小児医療の充実 ○市民病院において近隣の医療機関から紹介された患者に対して必要な検査・治療を行い、対応困難な場合は、高次の医療機関へ紹介し、小児医療の対応を行います。

				<p>【修正後】</p> <p>1 かかりつけ医の普及・啓発</p> <p>○<u>かかりつけ医等の地域の医療機関から必要な診療情報の提供を受けて、市民病院が適切な診療や入院等の受け入れ、高度な医療機関の紹介等を行い、医療を必要とする人が安心して適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医等との連携に取り組めます。</u></p> <p>2 小児医療の充実</p> <p>○<u>かかりつけ医等から紹介された患者に対して必要な検査・治療を行い、対応困難な場合は、高次の医療機関へ紹介するなど、市民病院において小児医療の対応を行います。</u></p>
24	P41	事務局見直し	手話の普及に取り組んでいくため	<p>【修正前】7 手話言語条例の推進</p> <p>○手話奉仕員養成講座を実施し、手話の普及および聴覚障がいのある人に対する理解促進を図ります。</p> <p>【修正後】7 手話の普及・啓発</p> <p>○手話奉仕員養成講座および職員への手話研修を実施し、手話の普及および聴覚障がいのある人に対する理解促進を図ります。</p>
25	P46	事務局見直し	施策内容が 1- 4 文化芸術、スポーツ等の振興より、1-1 障がいに対する理解の促進の方が合っているため	<p>【修正前】1- 4 文化芸術、スポーツ等の振興の中に 7 当事者団体等の周知・啓発が掲載されている。</p> <p>【修正後】1- 4 文化芸術、スポーツ等の振興の中の 7 当事者団体等の周知・啓発を 1-1 障がいに対する理解の促進の中に移動する。</p>
26	P47	事務局見直し	取組内容を精査して文言を整理する	<p>【修正前】</p> <p>3 総合的な相談体制の構築</p> <p>○<u>基幹相談支援センターの開設に伴い、障がいに関する総合的な相談窓口として、幅広い相談内容に対応が可能となり、障がいに関する相談だけでなく、生活困窮や子育て等の関係部署をはじめ、保健・医療等の関係機関との連携体制を強化</u></p>

				<p>します。</p> <p>【修正後】</p> <p>3 総合的な相談体制の構築</p> <p>○総合的な相談窓口として、<u>基幹相談支援センターを中心</u>に、生活困窮や子育て等の関係部署および保健・医療等の関係機関との連携体制の<u>強化を図ります。</u></p>
27	P59	事務局見直し	内容を精査し、文言整理および担当課の修正	<p>【修正前】</p> <p>○<u>保健センター</u>の健診を早期支援の起点とし、特別な支援が必要な子どもの早期支援に係る連絡会等の連携体制を維持しつつ、増加する需要に対応する受け入れ体制の充実を図ります。</p> <p>【修正後】</p> <p>○<u>乳幼児健診</u>を早期支援の起点とし、特別な支援が必要な子どもの早期支援に係る連絡会等の連携体制を維持しつつ、増加する需要に対応する受け入れ体制の充実を図ります。</p> <p>【修正前】</p> <p>担当課 <u>あしたば園</u></p> <p>【修正前】</p> <p>担当課 <u>保健センター</u></p>
28	P4	事務局見直し	最新の情報を追加記載	<p>【修正前】</p> <p>【修正後】<u>2. 近年の障がい者支援や障がい福祉をめぐる動きを別添のとおり追加する。</u></p>
29	P5	事務局見直し	国の基本計画について、追加・充実された項目や視点を概要として追加記載	<p>【修正前】</p> <p>【修正後】<u>3. 国の基本計画について別添のとおり追加する。</u></p>